専修大学社会科学研究所月報

No. 418

1998.4.20

台湾大学・専修大学共同セミナー

台湾と日本の現状と問題

はしがき

われわれ専修大学社会科学研究所「アジアにおける平和保障」研究グループは、曽我英雄所 員を研究代表に、野村浩一、隅野隆徳、古川純、木幡文徳、樋口淳、石村修、森川幸一、矢吹 芳洋、岡本篤尚の所員をメンバーとして、96年6月に発足した(グループ研究 A)。研究代表 として一層に熱心であった曽我所員を97年5月に失ったことはこの共同研究においても大変な 痛手であったが、急遽わたしが代表となり研究活動を継続している。この間、留学の関係で、 古川所員がオーストラリアに赴きメンバーから離れたが、新たにイタリアから帰国の内藤光博 所員が加わった。

われわれの研究課題との関係で海外での調査活動は不可欠である。関連機関の理解もあって、

······································
目 次
はしがき1
台湾大学法学院とのシンポジウムにあたって
台湾における日台間の国際結婚の現状と問題点本間美穂 5
台湾人元日本兵戦死傷補償請求事件にみる日本の戦後補償問題
- 戦後責任と平和憲法の原理からの考察内藤光博18
憲法から「国籍」を考える
日台間の国籍をめぐる法的諸問題
-「在台日僑婦人」の国籍問題を中心に ------森川幸--38
〈編集後記〉

われわれは96年12月に韓国を訪問し、本学の提携校である檀国大学との間にセミナーが行われた(この内容は、社会科学研究所月報408号で報告された)。これに続く海外活動として、われわれは中華民国(台湾)を選択し、わたしがその交渉の任に当ることになった。われわれの研究目的と台湾訪問との関連性については、以下の研究メンバー(とくに、隅野レポート)の報告の中で明らかにされている。われわれのテーマとの関係で、日本国の過去のアジア諸国との関係を客観的に分析することがまず必要であり、その点では韓国の次は台湾を訪問することは必然であった。今回の訪台のメンバーは諸事情により5名(隅野、木幡、森川、内藤、石村)となった。わたしが既知の台湾大学教授、許介鱗先生と連絡を取ったのは、97年の10月の末であった。同教授は、かつて東京大学法学部で学び、法学博士を授与されている。この時指導にあたった小林直樹(前専修大学教授)所員を介して、隅野・古川・内藤・石村は許教授とは何度か日本でお会いしていた。許教授は現在台湾大学法学院の院長をなさっており、その激務の中われわれの訪問を快く受け入れて下さり、共通のテーマとして「台湾と日本の現状と問題」とすること、特定のイッシューとして「在台日僑婦人の基本的人権」とする提案をされた。

われわれの側の報告者は内藤所員を予定したが、台湾側の報告を事前に理解できていたわけ ではなかった。「僑」の意味は、「仮住まい」であり、その用法は「華僑」と同様であろう。す ると自ずから「在台日僑婦人」の意味するところは推測されたが、その投げかけている問いの 真意を理解できたのは実際に今回のセミナーの報告を伺ってからであった。台湾人と結婚した 日本人女性からなる「台湾なでしこ会」のメンバーは、97年12月22日、われわれに立派な資料 集を用意され、この「日僑婦人」問題を問いかけてきた。当日、問いに対してわれわれは簡単 なコメントができたに過ぎず、この月報をかりて問題を明瞭にしたいと考えた。本格的に台湾 大学で研究され、修士論文として纏められている本間さんに、再度問題の要約をお願いした。 他にも執筆をお願いしたかったが、本間報告で問題の概要は推定されよう。授業期間中にも拘 わらず出席され発言された、藤井志津江教授(政治大学)にも心から御礼を申し上げなければ ならない。他に参加された黄宗楽教授(台湾法律史学会理事長)、邱琡雯講師(東海大学)、台 湾で最大の新聞「自由時報」の駱文森氏、そして全体をオーガナイズして頂いた許教授にも感 謝の気持ちを申し上げたい。台湾大学で投げかけられた問題に正面から回答することは困難で あり、その一部をここに記したにすぎない。許教授がおっしゃった「日本では学者はあまり現 実を勉強していない」との批判を、われわれは真摯に受け止めこれから活動していかねばなら ないであろう。

なお、この研究グループの有力な構成員であった野村浩一教授は、98年3月をもって専修大学を退職された。この紙面を借りてこれまでのご指導に御礼を申し上げたい(石村 修)。